## 「居場所」と「社会で生きる権利」

"A Place where One Belongs" and "The Right to Live in Society"

藤谷 秀

FUJITANI, Shu

「私の居場所がない」ということが、ある場面に限られた問題ではなく、「生きづらさ」の問題として語られている。この「居場所」という言葉によって、どのような問題が語られているのか。そもそも「居場所」とは何を意味しているのか。本稿では、「居場所」という言葉の含意を検討しながら、「居場所」という言葉の含意を検討しながら、「居場所」論だけでは問題を捉え損なう危険があることをあえて指摘したい。結論を先取りすれば、「居場所」論は「社会で生きる権利」という思想に裏打ちされてこそ、今日の「生きづらさ」の問題を捉えることができるし、「生きづらさ」を生みだしている社会を変革する実践に寄与できるだろう。

## 1 「居場所」問題の背景

「居場所」は、単に誰かが存在する場所を意味しているわけではない。「私」(あるいは「誰か」)が存在するということは、世界を超越した主体として「私」(あるいは「誰」)を仮構するならともかく、物理空間内のある位置に存在するということであり、社会空間内のどこかにいるということである。すなわち、ある時間点において空間座標(x,y,z)上に位置を占めることであり、たとえば「今家にいる」、「今レストランにいる」ということである。しかし、とくに1990年代以降の日本社会で多用されるようになった「居場所」(むしろ「居場所がない」)という言葉は、そのような意味で語られているわけではない。一般に「居場所」は、「『ここ

は、私の居場所だ』『私はここにいてもいいんだ』という安心」感をもてる場所のことであり(阿部彩2011:117)、「居場所がない」とは、「私はここにいてもいいんだ」という安心感をもてる場所がないということであろう。「居場所がなくなる」とは「亡くなった人である」という意味ではなく、この世界に場所を占め現に生きている誰かについて、本来あるべきはずの「居場所」がないということである。言い換えれば、「居場所」は、存在的事実を表すというよりも、人間であれば誰にもあるべきもの、もしそれがないなら「生きづらさ」を生み出してしまうというふうに、倫理的な意味をもって語られている。では、このような意味で「居場所」(「居場所がない」)が語られるようになった背景には、どのような日本社会の変化があったのだろうか。

1990 年代以降,ジェンダーの差別性や抑圧性が 強く意識される中で,女(母)のあるいは男(父) の「居場所」が語られ始めた。次いで,子どもの 「居場所」(学校に「居場所がない」)や,若者の 「居場所」(社会に「居場所がない」)が語られるようになる。さらに,職場での「居場所」が問題となり,定年退職した男性や高齢者や障害者の地域生活が「居場所」という言葉で取り上げられている。そして,こうした人たちを対象とした「居場所づくり」の取り組みも様々な形で展開されている。「居場所」の問題は,ほとんどすべての人が直面する普遍的問題という様相を呈している。逆に言えば,多 『総合人間学』第9号 2015年10月

くの人に、「私はここにいてもいいんだ」という安 心感をもてる場所がないという感覚、かりにあった としてもいつ失われるか分からないという不安が広 がっているのである。このように、「居場所」とい う言葉が「生きづらさ」を語るキーワードの一つと して登場してきた背景には、明らかに日本社会の変 化がある。1990年代以降、「グローバル化」の名の もとに新自由主義イデオロギーが支配的となり、諸 個人の活動に対する政治や倫理や道徳による「規 制」を緩和し、市場において諸個人(実際には企 業)が自由に活動することで、社会の豊かな発展が 可能となるという幻想がふりまかれてきた。その結 果,競争原理が社会全体を覆うようになり、経営や 労働や学業において短期間で成果をあげることを求 める業績主義が浸透し、競争の結果を個人の責任に 帰する「自己責任論」が横行する。「現代は自己決 定と自己選択の幅が広がった自由社会のように見え て, その内実においては, この世に生まれ落ちた時 から、親以外の社会的サポートの期待が薄いなか で、ただここに存在していることの承認もなく、自 己責任の圧力がのしかかる厳しい世界となってきて いる」(田中・萩原 2012:20)。親や家族が「社会 的サポート」となっているかどうかさえ、今ではあ やしくなっている。このように、「ただここに存在 していることの承認」が脅かされているとすれば、 口をついて出てくる言葉は「居場所がない」という 言葉であろう。では、この「居場所」(「居場所がな い」)という言葉は、より正確には何を意味してお り、どのような問題を提起しているのだろうか。

# 2 関係性としての「居場所」と、他者(集団)による受容・承認

先にふれたように,「居場所」は「私はここにい

てもいいんだ」という安心感をもてる場所であろうが、他者(集団)から「ここにいる」ことが受容ないし承認されていることを前提としている。「そこに自分がいることが当然であり、周りもそう認めている場所」(阿部彩 2011:117)なのである。ここには、受容・承認される「私」と受容・承認する「他者(集団)」という非対称的な関係(場合によっては一種の権力関係)が潜在している。「ここは私の居場所だ」と宣言するだけでは「居場所」とはならない。「あなたはそこにいてよい」という他者(集団)からの受容・承認によって「居場所」は可能となる。この他者(集団)による受容・承認には、二つの意味がある。一つは、顔の見える他者との関係性における受容・承認であり、二つ目は、

「私」(ないし「私たち」)がその場所にいることが 承認されているという意味である。前者は、主に他 者との関係性によって成立する場であり、今日多用 される「居場所」はこの意味を強くもっていると言 えよう。これに対して後者は、空間や場所に力点を おいた意味であり、前者の「居場所」を可能にして いる空間的条件とも言えるだろう。たとえば、気の おけない友人たちという関係性は、前者の「居場 所」であり、友人たちが集まり語り合う場所そのも の (たとえば友人の家や行きつけのカフェなど) は、後者の「居場所」である。阿比留久美が、①受 容的空間としての「居場所」,②社会的空間・創造 的空間としての「居場所」, ③関係性の中での「居 場所」と整理しているように(田中・萩原 2012: 37 - 39), 「居場所」は、他者との関係性という意味 と空間性という意味を含んでいるのである。

第一の、顔の見える他者からの受容・承認によって成立する「居場所」には、日本社会に特徴的な倫理が浸透している。「居場所」という語を、たとえ

ば欧米語に正確に翻訳することは難しい。英語の "whereabouts"や"place to stay"は,「居場 所」の意味を表現したものとは言い難い。その理由 の一つは、「居場所」が、「居る」と「場」という日 本語特有の語から成り立っているからである。萩原 健次郎は、日本語で「居る/ある」の区別が「人も 含む生命ある存在者/生命なき存在者」の区別に対 応していることに依拠しながら(欧米語では"b e"・"sein"・"être" など同じ語で表現——ただし 人称によって語形変化があることに留意すべきだろ う),「居場所」とは「『私』という主体の生成母体 であり、生命世界に連なる場」であり、「『私』と他 者との相互規定的な関係…でつかまれる位置感覚」 であり,「居場所の生成において,生きられた身体 としての『私』は、他者・自然・事物へと開かれ、 他者・自然・事物のかけがえのなさを感受する」と している(田中・萩原 2012:29f.)。日本の文語 「居り/あり」が現在の「居る/ある」と異なって いたことや、現代語で「植物がいる」とは言わない ことをここで詮索しないが、「居場所」を「生命世 界」と結びつけるのは、いささか飛躍しているよう に思う。人間も含めてどんな生物も「居場所」をも つという存在的事実の確認であれば、先に指摘した 倫理的意味があいまいになってしまうし、人間と切 り離されてしまった「生命世界」と再び「連なる」 べきだと言いたいのであれば、社会による媒介の検 討が不可欠だからである。また,「『私』という主体 の生成母胎」があるとしたら、私としては、それは 「私/あなた/彼女(彼)」という人称語の習得だ と考えるが、ここで言われている「私」とは、日本 的な「私」なのだろうか, "I"・"Ich"・"Je" など も含めた普遍的な「私」(あるいは超越論的な 「私」)なのだろうか。次いで,「私」と他者との相 互的な「位置感覚」は、「私」以外の誰かがいる場ではたいてい働いている「ここ/そこ/あそこ」という「感覚」であり、「居場所」に限られた感覚ではない。そして、「居場所」があることが、「他者・自然・事物のかけがえのなさを感受する」ことを保証するとは言い切れないと思う。

ここで十分注意が払われていないのは, むしろ日 本的な「場」の倫理である。「居る」とは、もちろ ん単に存在することではなく、何らかの「場」に適 切な仕方で「居る」ことである。適切な仕方でない 場合は、「場違い」であり「居心地が悪い」という ことになる。このことは、現代に特有な「居場所」 という言葉の登場後しばらくして, とくに若者の間 で広がった「KY(空気を読めない)」という言葉に よく表われている。KY な人は、周囲の期待を察せ ず場違いな言動をする人であり、その結果居心地の 悪い思いをするはめになり、場合によっては「居場 所」を失う。「居場所」は、必然的というわけでは ないが、このような日本的な「場」の倫理、「日本 において重要なことは、行動の正当性や正義ではな くて、注視されたときにどれだけ人々の期待に沿っ て振舞うか」(細谷 2011:17) という倫理と結びつ く可能性がある。現代の若者においても、「場」の 倫理は「健在」である。細谷実は、KY に表わされ るような同調傾向が現在強まっているとして、もと もと日本社会に根強い同調圧力, 周囲からの期待を 察しながらそれに従い同調することが求められると いう傾向、とくに若者が「自分の場、自分の周囲」 の人々の期待・意向に非常に敏感になっているとい う傾向を指摘している(細谷2011:16)。こうした 「場」の倫理がしばしば抑圧的にはたらくことは、 日本社会で生活する多くの人が経験しているだろ う。そこが「居場所」となることと引き換えに,

『総合人間学』第9号 2015年10月

「私」は「正当性や正義」や「本音」を胸の奥にしまいこむ。問題は、「私はここにいてもいいんだ」ということが、その場を形成している他者(集団)からの受容・承認にかかっていることである。

もちろんこうした抑圧的関係を, 承認をめぐる闘 争を経た相互承認によって中和することもできるか もしれない。阿部真大は、「まわりとのコンフリク トを解決していくなかで、新しい居場所」をつくる こと、「自分が変わり、まわりの人たちにも影響を 与えることで,これまでの自分の居場所とは違う, 新しい居場所をつくる」ことを提案している(阿部 真大 2011:38)。ただ、阿部自身注意を促している ように、居場所を再構築するには相当なコミュニケ ーション能力が必要であるし,個人的能力だけを当 てにできない以上、コミュニケーター(ファシリテ ーター) によるサポートも必要であろう。しかしこ こで問題としたいのは、「居場所」という言葉自体 に、この承認をめぐる闘争という含意はないという ことである。「居場所」は、たとえ当人の努力で他 者との関係を再構築することを通して獲得すること ができるとしても、どこまでも他者(集団)からの 受容・承認という受動性を帯びている。「あなたは そこにいてよい」という声なしに「居場所」は成り 立たないのである。

以上,顔の見える他者からの受容・承認によって 成立する「居場所」について,とくに日本的な 「場」の倫理に注目しながら論じてきた。「居場 所」をめぐる困難は,受容・承認する他者(集団) 次第で服従を強いられたり,受容・承認の条件に自 らを適合させなければならないことがあるというこ とである。阿部真大が指摘しているように,「居場 所を見つけようとする人は,集団に過剰適応しがち だが,それは本人にストレスを与え,最終的に孤立 を深めかねない」(阿部真大 2011:19)。「私はここにいてもいいんだ」という「居場所」を得ることが、このような抑圧を代償とするなら、「居場所」 論はアポリアを抱え込むことになるだろう。

## 3 場所としての「居場所」と、他者(集団)による 受容・承認

第二の、「私」(ないし「私たち」)がその場所に いることが承認されているという意味での「居場 所」もまた,他者(集団)からの受容・承認によっ て可能となる。喫茶店やカフェが「居場所」となり 得るのは、対価と引き換えにそこにいることが承認 されているからである。支払うことができなけれ ば、もはや「居場所」ではなくなる。会社に「自分 の名前のついた机があり、自分の持ち物が置いてあ り、そこに何時間座っていても誰も文句を言わな い」(阿部彩 2011:117) のは、会社という他者に 「私」が雇用されているからである。解雇や定年退 職の後は、さらに今日的には会社の求める成果基準 に従った働きができなければ、そこはもはや「私」 の「居場所」ではない。あるいは、家やその部屋が 「居場所」となっているのは、家族(わけても決定 権をもつ者)によって承認されているからであり、 家族関係が壊れてしまえば、家はもはや「私」の 「居場所」ではない。

このことを端的に表しているのが、「ひとりの居場所」である。「ひとりの居場所」は、周りと関わる必要がないという安心感を得る場であり、顔の見える他者との関係性としての「居場所」がはらむ抑圧の裏返しである。阿部真大は自らの経験として、バイク便の仕事で一人でバイクに乗っている時間が「居場所」と感じられたと語り、「人間関係から解放された『ひとりの居場所』も…確保しておかなく

てはならない」と言う(阿部真大 2011:46f.)。そ して、「ひとりでいたとしても、本人がそこを居場 所だと思っていれば、そこは居場所である」(同上 書:47)。もちろん、一人だけの空間を「居場所」 と感じるかどうかは人それぞれであろう。しかし、 そこに一人でいられるのは、他者(集団)から、た とえばバイク便の会社から一人でバイクに乗ること が承認されているからである。いくつかの大学で最 近設けられている「ぼっち席」(誰かと顔を合わさ ずに一人で食事ができる学生食堂の座席)もまた, 大学の承認によって成り立っている――かつては個 室トイレで食事をする学生のことが問題となってい た。阿比留久美は、「親密圏」と「居場所」の相違 点として,「居場所」は「必ずしも他者との関係性 を必須の要件にはしていない」とし、自宅のトイレ や一人散歩に行く公園が「居場所」になり得ること を例に挙げている(田中・萩原2012:44)。なるほ ど、顔の見える他者との直接的関係性はそこにはな い。しかしあくまで、家族の一人としてトイレを使 うことが承認されている, あるいは公共の場として 公園を散歩することが承認されていることが前提で ある。

このように,「私たち」の「居場所」であれ,

「私」一人の「居場所」であれ、それが「私(私たち)はここにいていいんだ」という場所として成立するためには、「あなた(あなたたち)はそこにいていい」というように、他者(集団)の承認を前提としている。そして多くの場合この承認は、一定の条件を満たした者にのみ与えられる。逆に言えば、その条件を満たしていない者にとって、その場所は「居場所」とはなり得ないのである。

ここまで私は、関係性という意味でも、空間性と いう意味でも、「居場所」が他者(集団)の受容・

承認によって成り立っていることを強調してきた。 誤解はないと思うが、私は他者(集団)の受容・承 認なしに生きることを推奨しているわけではない。 問題は、受容・承認する他者(集団)とは誰か、何 らかの条件を満たした者だけが受容・承認されるの か、ということである。家族の一員であるから、学 校の生徒であるから、空気の読める同調性のある人 だから、会社の社員であるから(今日では定められ た期間にこれだけの業績を上げたから)という条件 のもとで、「あなたはその場(場所)にいてよい」 というふうに、他者(集団)からの受容・承認が 「居場所」の根底にある。そして、家族の一員でも なく、学校の生徒でもなく、空気が読めず、会社の 社員でもない人は、どこにも「居場所」がないこと になる。このことが社会で生きること自体の否定に つながるとしたら、社会で生きていくために、せめ てどこかに「居場所」を見つけなければならないだ ろう。しかし、「居場所」を見つけることと、社会 で生きることは、二者択一の関係なのだろうか。む しろ、特定の他者(集団)ではなく社会が、この世 に生まれたどんな人の存在も無条件に受容・承認す ることこそが重要なのではないか。

### 4 「居場所」と「社会で生きる権利」

「居場所」は不安定なものにとどまる。これまで述べてきたように、それが他者(集団)による受容・承認を条件としている以上、その他者(集団)に左右されてしまうからであり、条件つきでの受容・承認がつきまとうからである。このようなアポリア、「安心してここにいる」ために何かを引き換えにしなければならないというアポリアを免れるためには、誰であれ社会で生きることが無条件の権利として承認されているのでなければならない。しか

『総合人間学』第9号 2015年10月

し現代の日本社会で,「居場所」がないことが「生きづらさ」に直結してしまうのは,このような社会的承認がきわめて脆弱であることの証しではないだろうか。

豊泉周治は、現代日本における若者の自尊感情の低下が何を意味しているのかを検討しながら、次のように述べる。「社会なきセカイの感覚、あるいは内閉的な『自分らしさ』を渇望する感覚は、若者の『社会的な承認』の不在に起因している。第一に欠落しているのは、若者を承認し共同体に迎え入れる『社会の存在』であり、『アイデンティティの保護者としての社会制度』なのである。そして新自由主義イデオロギーを背景とする社会政策・教育政策が、そうした『社会』の解体を推し進めるものであった…」(豊泉・鈴木・伊藤・出口2014:107)。

吉崎祥司も、「『助けて』と言える場、仲間の『居 場所』をいたる所に作りだす努力が求められてい る」としつつ、そうした「『場』をつくる運動の展 開と同時に、しかるべき社会的な制度・文化の形成 という重要な課題があります。『自己責任から社会 的責任へ』という場合, その『社会的責任』の具体 化の中核部分は社会保障制度であり、その法・権利 的根拠が『社会権』です」と主張している(吉崎 2014:60-62)。そして、社会権が保障されている とはとうてい言えない日本社会の現実を指摘しつ つ、新自由主義の台頭によって社会権がますます脅 かされていると言う。たとえば、「居場所」の問題と も密接に関係する「居住」に関して、ヨーロッパ諸 国と違って日本では、「居住の自由」は保障されて いても「居住の権利」は社会権として認められてお らず、そのため住宅問題が社会保障の対象とされて いないことを問題視している(同上書:102)。

重要な指摘だと思う。「社会権」は、「どんな人も

無条件に社会で生きる権利がある」という思想を基盤としている。「居場所」論がこのような思想に裏打ちされているのでなければ、空気が読めるとか、「人間力」があるとか、仕事ができるという条件を満たす者だけに「居場所」は与えられることになり、「自己責任」の問題に転落してしまうだろう。

#### 参考文献

阿部彩 (2011) 『弱者の居場所がない社会』講談社 現代新書

阿部真大(2011)『居場所の社会学』日本経済新聞 出版社

田中治彦・萩原健次郎編(2012)『若者の居場所と 参加』東洋館出版社

豊泉周治・鈴木宗徳・伊藤賢一・出口剛司 (2014) 『〈私〉をひらく社会学』大月書店

細谷実 (2011) 『よく考えるための哲学』はるか書 房

吉崎祥司 (2014) 『「自己責任論」をのりこえる』学 習の友社

藤谷 秀(山梨県立大学/倫理学)